船橋市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要領

（目的）

第１　この要領は、船橋市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を円滑に実施するために運用上の留意事項等を定めるものとする。

（定義）

第２　要綱第２条第６号は、合併処理浄化槽設置整備事業は下水道事業計画区域外で実施することが原則であるが、下水道事業計画区域内であっても７年以上下水道の整備が見込まれない区域については、合併処理浄化槽設置整備事業の対象区域とする。（平成３年６月１２日、厚生省生活衛生局通知）

（既存施設の確認）

第３　要綱第３条における既存住宅の建て替えを伴う場合は、旧浄化槽又はくみ取り便槽の確認を建屋の解体前に行うものとする。

（人槽算定）

第４　設置する浄化槽の人槽算定は、建築物の用途によるし尿浄化槽の対象人員算定基準「ＪＩＳ　Ａ３３０２－２０００」によるものとする。ただし、建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から「ＪＩＳ　Ａ３３０２－２０００」の表が明らかに実情に添わないと考えられる場合は、当該資料などを基にしてこの算定人員を増減することができる。

（交付申請）

第５　要綱第６条第４号の「高度処理型合併処理浄化槽の構造図」とは、財団法人日本建築センター発行の型式適合認定書又は工場生産浄化槽認定シートその他これに類するものとする。

第６　要綱第６条第５号の「工事請負契約書の写し」とは合併処理浄化槽工事請負契約書の写しをいう。

附則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附則

この要領は、平成２８年６月１日から施行する。

附則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。